

◇教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 特別休暇のうち官公署出頭休暇に係る取得の要件に被害者参加人を加えることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和8年6月1日）から施行することにしました。

（教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当）